



厚生省保管旧軍人韓国人遺骨  
引渡しの手続（案）

4 6 5 7  
北東アジア課

1. 本件遺骨の引渡しを受けることができる者は、~~別紙子解に基き~~遺族（注1）及び縁故者（注2）とする。
2. 上記の遺族または縁故者は死没者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄（抄）本及び本人の現住地（韓国内）を明らかにすることができる書類のほか韓国外務部または在京韓国大使館の承認書をそえて日本国政府に申請すること。
3. 上記申請の受付は外務省北東アジア課で行なり。
4. 厚生省援護局は外務省から転達された申請

書類を審査し、遺骨引渡しの可否を決定する。

右決定を行なう上で必要であると認めるときは外務省と協議を行なう。

5. 引渡しがきまつた遺骨は外務省が厚生省から受けとり(イ)これを在京韓国大使館に引渡し、同大使館より申請人本人への引渡しのため本国に発送されるか、または(ロ)出張者に託して、在韓日本国大使館まで持参し、同大使館より申請者に引渡す。

6. 遺骨保管に関する日本国政府の責任は外務省が当該遺骨を韓国大使館に引渡した時または、在韓日本国大使館が申請者に引渡した時に終了する。

(注1)

遺族とは故人の配偶者及び二親等以内の父系血族をいう。

即ち、故人の配偶者、両親、祖父母、子、孫及び兄弟姉妹

(注2)

縁故者とは、上記配偶者及び二親等以内の父系血族を除く、韓国民法第777条に規定されている親族をいう。

[ 参 考 ]

韓 國 民 法 第 7 7 7 条 に 定 め る 親 族

1. ⑧ 親等以内の父系血族
2. ⑨ 親等以内の母系血族
3. 夫の⑧親等以内の父系血族
4. 夫の⑨親等以内の母系血族
5. 妻の父母
6. 配偶者

別紙

兩國の關係は、現在日本國政府により保管されている第二次大戦中戦没した韓國人遺骨の引き渡しを早急になされることを希望し、これがためまず確認のできる遺族及び縁故者に当該遺骨を渡すことに合意した。なほ、兩國の政府は韓國にある日本人遺骨の保全及び日本側関係者による引きとりに関し、さらに兩國間で話し合いを行なうことに合意した。